

令和5年度  
福島県吹奏楽連盟県北支部

総 会



日 時 : 令和5年4月14日(金)  
【紙上にて実施】

福島県吹奏楽連盟県北支部

## 福島県吹奏楽連盟県北支部総会【紙上開催】

1	支部長あいさつ	1
2	報告事項	
	(1) 令和4年度事業実施報告	2
	(2) 同 決算報告	3
	(3) 同 特別会計決算報告	4
	(4) 令和4年度各事業の反省・決算	
	① 吹奏楽講習会	5
	② 吹奏楽コンクール県北支部大会	8
	③ アンサンブルコンテスト県北支部大会	10
	④ 新人演奏会	13
3	議 事	
	令和5年度総会提案事項について	16
	(1) 令和5年度事業(案)	17
	(2) 令和5年度予算(案)	18
	(3) 役員について(案)	19
4	その他	20
5	資料等	
	(1) 福島県吹奏楽連盟県北支部規約	21
	(2) 福島県吹奏楽連盟県北支部会計規定	23
	(3) 吹奏楽コンクール県北大会実施規定	25
	(4) アンサンブルコンテスト県北大会実施規定	29
	(5) 各種行事における業者との取り決めについて	32
	(6) 県北支部所有チャイム、銅鑼の貸与規定	33
	(7) 県北支部所有ハーブ貸与規定	34

### ※必要事項入力フォーム

年度初めのご案内に同封されていたものと同じです。

**(URLを添付するのを忘れてしまい、申しわけありませんでした。)**

まだ送信されていない方は、必要事項をご記入の上  
送信をお願い致します。

【4月14日(金) 15:00期限厳守】



【URL】 <https://forms.gle/SiGQ5DFNBLfznVMZ9>

## 支部長あいさつ

加盟各団体におかれましては、日頃より本支部の活動に多大なるご支援ご理解を賜り、誠にありがとうございます。

本支部は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の目的「吹奏楽及び管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、もってわが国の芸術文化の発展に寄与すること」に即して、加盟団体相互の親睦と技術の向上を図り、併せて吹奏楽を通じて県北支部の文化の向上に資することを目的としています。この目的達成のために、吹奏楽コンクール県北支部大会、アンサンブルコンテスト県北支部大会、講習会、新人演奏会等の事業を行っています。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の対応を十分にとったうえで、これまで中止・変更されていた事業を再開することができました。しかしながら昨年3月の地震被害により、とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）大ホールが使用できなくなりました。そのため会場変更等の対応を迫られ、全てを一から作りあげるといった困難な状況を乗り越えてまいりました。

今年度は、国の新型コロナウイルス感染症対応が大幅に変更される中、吹奏楽連盟の目的達成のため会員の皆様と力を合わせて、各事業を実施してまいりたいと考えております。音楽を通して、人々の笑顔の輪が広がり、心の復興が進んでいくことを願ってやみません。

結びに、関係各団体の皆様のご理解・ご協力に心より感謝とお礼を申し上げます。今後の益々のご活躍とご健勝をお祈りし、あいさつといたします。

令和5年4月14日

福島県吹奏楽連盟県北支部長 熊澤 正人

## 令和4年度 福島県吹奏楽連盟県北支部事業報告

月	日	曜日	行事	会場
4	15	金	福島県吹奏楽連盟県北支部総会【紙上での開催】	
5	11	水	第1回役員会	サンライフ福島
	14	土	吹奏楽講習会 講師: 福本信太郎	ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)
6	14	火	福島県吹奏楽コンクール県北支部大会事前説明会及び抽選会 第2回役員会	パルセいいざか
7	15	金	第60回福島県吹奏楽コンクール第40回県北支部大会 準備会	パルセいいざか
	16	土	1日目: 中学校一部、中学校二部、高等学校一部	
	17	日	2日目: 小学校、中学校小編成、高等学校小編成、職場・一般 審査員: 鈴木正人、田中美佳子、服部孝也、日景貴文、平子ひさえ	
8	19	金	第3回役員会	サンライフ福島
9	29	木	第4回役員会	国見町観月台文化センター
11	9	水	第50回福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会事前説明会及び抽選会 第5回役員会	国見町観月台文化センター
12	1	木	臨時役員会	伊達市立桃陵中学校
	9	金	第50回福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会 準備会	国見町観月台文化センター
	10	土	1日目: 中学校	
	11	日	2日目: 小学校、高等学校、大学、職場・一般 審査員: 佐藤敬一朗、杉山智恵子、竹谷智	
	21	水	第6回役員会	サンライフ福島
1	21	土	新人演奏会	ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)
2	15	水	第1回監査会	サンライフ福島
	15	水	第7回役員会	サンライフ福島
3	7	火	第2回監査会	福島成蹊高等学校
	22	木	第3回監査会	サンライフ福島
	27	月	第8回役員会	伊達市立桃陵中学校
4	3	月	第4回監査会	サンライフ福島

### 関連行事【県】

月	日	曜日	行事	会場
4	12	火	福島県吹奏楽連盟総会	須賀川市文化センター
6	4	土	第1回常任理事会	福島県立安積黎明高等学校
7	28	木	第60回福島県吹奏楽コンクール 1日目: 小学校(PM~)	喜多方プラザ文化センター
	29	金	2日目: 中学校小編成、高等学校小編成 審査員: 大浦綾子、小川佳津子、齋藤充、都賀城太郎、並木博美	
8	6	土	3日目: 中学校一部	いわき芸術文化交流館 「ALIOS/アリオス」
	7	日	4日目: 高等学校一部、大学、職場・一般 審査員: 池田幸広、岩本伸一、小串俊寿、高山直也、辻功、並木博美、平子ひさえ	
9	19	月祝	第40回福島県マーチングフェスティバル 審査員: 水口透、山田江味、鰐部幹男	あづま総合体育館
	24	土	第31回福島県吹奏楽トップコンサート(福島県吹奏楽連盟60周年記)	いわき芸術文化交流館 「ALIOS/アリオス」
11	5	土	福島県吹奏楽連盟第60周年記念式典	郡山ビューホテルアネックス
	12	土	第2回常任理事会	福島県立安積黎明高等学校
1	14	土	第50回福島県アンサンブルコンテスト 1日目: 小学校、中学校	いわき芸術文化交流館 「ALIOS/アリオス」
	15	日	2日目: 高等学校、大学、職場・一般 審査員: 大浦綾子、田中靖人、並木博美、平子ひさえ、福島弘和	
3	5	日	第3回常任理事会	須賀川市文化センター

### 関連行事【東北】

月	日	曜日	行事	会場
8	27	土	第65回東北吹奏楽コンクール 1日目: 高等学校	青森 リンクステーション青森
	28	日	2日目: 中学校	
9	3	土	3日目: 小学校、高等学校小編成、大学	福島 いわき芸術文化交流館 「ALIOS/アリオス」
	4	日	4日目: 中学校小編成、職場・一般	
10	2	日	第41回全日本小学校バンドフェスティバル東北大会 第35回全日本マーチングコンテスト東北大会	岩手県 北上市Zアリーナ
12	25	日	第44回東北吹奏楽の日	東京エレクトロンホール宮城
2	12	日	第50回東北アンサンブルコンテスト	山形県 やまぎん県民ホール
	18	土	第34回東北吹奏楽連盟吹奏楽指導者講習会	秋田県

令和4年度 福島県吹奏楽連盟県北支部決算書

1. 収入総額	3,449,682 円
2. 支出総額	2,956,342 円
3. 差引残高	493,340 円

収入内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	増減	備考
繰越金	790,506	790,506	0	
連盟加入負担金	1,575,000	1,575,000	0	25,000円×63団体 (県15,000円、支部10,000円)
事業委託金	100,000	100,000	0	県より事業補助金として
雑収入	100,000	100,000	0	県より事業委託金として(マーチング)
	0	0	0	県より事業委託金として(県大会)
	0	24,613	24,613	課題曲講習会 残金
	0	0	0	コンクール県北大会
	0	676,930	676,930	アンサンブルコンテスト
	0	181,952	181,952	新人演奏会 残金
	675	675	0	旅費一部戻し
預金利息	0	6	6	預金利息
合計	2,566,181	3,449,682	883,501	

支出内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	増減	備考
連盟加入負担金(県)	945,000	945,000	0	
課題曲講習会運営費	200,000	400,000	200,000	R5年度の講習会が4月開催となり、事業費を前年度支払いにしたため
新人演奏会運営費	200,000	345,440	145,440	R5年度の会場費前払い金を含む
コンクール県北大会運営費	350,000	457,586	107,586	予算額を超えたため本部会計より補填
アンコン県北大会運営費	300,000	300,000	0	
HP運営費	80,000	66,880	△ 13,120	HP運営費
事務費	50,000	46,300	△ 3,700	封筒印刷代
備品管理費	60,000	60,000	0	倉庫代
通信費	60,000	41,762	△ 18,238	郵送費、振込手数料等
会議費	12,000	11,700	△ 300	役員会会場代等
役員会日当・旅費	93,000	89,635	△ 3,365	役員会旅費
総会旅費	0	0	0	総会実施なし
事務局費	70,000	70,000	0	7名×10000円
楽器修理費	100,000	96,096	△ 3,904	ハーブ弦、チャイム運搬代、備品運搬
感染症予防対策費	46,181	0	△ 46,181	
予備費	0	25,943	25,943	審査員用備品、慶弔費(電報)
合計	2,566,181	2,956,342	390,161	

以上のとおり報告致します。 なお、差引残高 493,340 円を次年度に繰り越します。

令和5年4月3日

県北支部会計

摺出寺祥江

監査の結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月3日

会計監査

紺野 葉介

会計監査

佐藤 孝幸

令和4年度 福島県吹奏楽連盟県北支部 特別会計決算書

福島県吹奏楽連盟県北支部

1. 収入総額	580,996 円
2. 支出総額	545,260 円
3. 差引残高	35,736 円

収入内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	増減	備考
繰越金	372,294	372,294	0	
雑収入①	0	101,500	101,500	令和3年度吹奏楽講習会 会場費戻し
雑収入②		107,200		令和4年度新人演奏会 会場費戻し
預金利息 他	0	2	2	貯金利息2
合計	372,294	580,996	208,702	

支出内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	増減	備考
新人演奏会会場費	0	107,200	107,200	令和4年度新人演奏会会場費
コンクール会場費	0	438,060	438,060	令和5年度コンクール会場費
合計	0	545,260	545,260	

以上のとおり報告致します。

令和5年4月3日

県北支部会計 摺出寺祥江



監査の結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和5年4月3日

会計監査 紺野 葉介

会計監査 佐藤 孝幸



## 2022年度福島県吹奏楽連盟県北支部吹奏楽講習会の反省

### ○前回との変更点

- ・ 県文化センターが使用不可（地震の影響）のため、会場を音楽堂に変更した
- ・ フィールさんにモデルバンドを委嘱し、小編成講習を実施した
- ・ 課題曲講習を2曲に減らし、Vを除いた残りの2曲を解説とした
- ・ フォスターミュージックを特別協賛とし、スタディスコアの販売を行った
- ・ 聴講費を5,000円に値上げした

### ○参加状況

#### 的小编成講習

モデルバンド：フィール・ウインド・オーケストラ

聴講：21団体 約250名（スコア事前購入 約150冊）

#### 課題曲講習

モデルバンド：福島成蹊高校&安達高校

聴講（課Ⅱ）：17団体 約400名

聴講（課Ⅲ）：13団体 約250名

### ○講習後のアンケート結果（11件）

#### 講習に参加しての感想…よかった11件

#### その理由

##### 小编成講習

- ・ 一般バンドの音をすぐ近くで聴いたり、直に質問できたりしたのが良かった。
- ・ 小編成の悩みを共有できた。音楽の作り方のヒントも頂けた。生徒も他校生と久しぶりに会えて、外の世界が知れてよかったようだ。
- ・ 生の演奏を間近で聴かせてもらうことができ、先生の指導も大変わかりやすく、生徒たちにとってとてもためになりました。
- ・ 他団体の演奏を聴ける機会が少ないなかで、どのようにして曲を作り上げていくか、参考になった。
- ・ 他の団体の演奏を聴く機会があまりなかったので、良い刺激となった。生徒は参加させなかったが、聴かせれば良かったと思うくらい良かった。
- ・ 小編成での楽器の使用の仕方と比較を見ることができた。模範演奏をみることができた。

##### 課題曲講習

- ・ ジェネシスの分析が大変勉強になりました。
- ・ 福本先生の指導により、変化が分かり、ためになる講習でした。課題曲Ⅱでは少人数の演奏の検証もわかりやすかったです。
- ・ 指導がピンポイントでわかりやすく、その変化もすぐに分かり、あのような指導ができるようになりたいと思った。
- ・ 生徒のモチベーションが上がった。これからの課題曲の指導のポイントと方向性の確認ができた。
- ・ 小編成と大編成のどちらにも配慮いただけてよかった。

## 感想・要望

- ・コロナ対策がされていてよかった。
- ・小編成バンドの指導がありがたかったです。ぜひ来年度も継続をお願いします。(他数件)
- ・音楽堂でないホールでの演奏を聴いてみたかったです。
- ・素晴らしい講習でした。勉強になりました。モデルバンドの協力、福本先生に感謝です。(他数件)
- ・5月の開催で良かった。費用も無理のない範囲でした。

## 事務局より

課題曲だけでなく、小編成バンドのための講習を実施できたことはモデルバンドのフィール・ウインド・オーケストラさんのご協力、福本先生のご理解、フォスターミュージック株式会社のご協力、信夫先生のマネジメント（福本先生&フォスターミュージック）をはじめ、関係の皆様のおかげです。御礼申し上げます。

小編成講習に関しては次年度も継続の希望がありましたが、上記のことを全てクリアすることは簡単なことではありませんので、再考の余地はあるかと思えます。ただ、モデルバンドや指導者の協力があれば実施できることは分かったので、次年度も前向きに検討してもよいかと思われます。収入面でも実施する価値はあると思えます。

講習3の解説はいかがだったでしょうか。この時間の有無については検討の必要がある気がしますので、ご意見をいただければありがたいです。

講習会を無事終えることができたのは皆様のご協力のおかげです。大変感謝しております。事務局一同より、御礼申し上げます。



令和4年度 福島県吹奏楽連盟県北支部  
吹奏楽講習会 決算

1 収入総額	445,037 円
2 支出総額	445,037 円
3 差引残額	0 円

○収入の部

項 目	今年度予算額	今年度決算額	増 減	備 考
モデルバンド受講料	40,000	40,000	0	10,000円×4団体
聴 講 費	140,000	140,000	0	5,000円×28団体
繰 越 金	0	0	0	
運 営 補 助 費	200,000	175,387	△ 24,613	本部会計より200,000円補助、その後残金24,613円を返金
そ の 他	0	89,650	89,650	スコア売上 550円×163冊
合 計	380,000	445,037	65,037	

○支出の部

項 目	今年度予算額	今年度決算額	増 減	備 考
会 場 費	150,000	155,830	5,830	福島市音楽堂
講 師 謝 礼	80,000	80,000	0	80,000円×1名
講 師 旅 費	20,000	20,000	0	20,000円×1名
講 師 宿 泊 費	8,000	8,580	580	7,700円×1日×1名
講 師 食 事 代	2,500	2,500	0	夕食代×1日×1名
駐 車 場 警 備 員 費	0	0	0	今年度は依頼していない
事 務 費	8,000	11,692	3,692	郵送代など
給 食 費	9,000	6,035	△ 2,965	弁当代、茶菓子代等
役 員 日 当	13,000	13,000	0	1000円×13人
楽 器 運 搬 費	40,000	39,050	△ 950	大型トラック代
予 備 費	49,500	108,350	58,850	楽譜レンタル代、スコア予備購入費
合 計	380,000	445,037	65,037	

以上の通り、報告いたします。

令和5年 3月 7日

吹奏楽講習会 会計

八代 香苗



監査の結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和5年 3月 7日

福島県吹奏楽連盟県北支部

会計監査 紺野 葉介



同

会計監査 佐藤 孝幸



## 令和4年度 第60回福島県吹奏楽コンクール第40回県北支部大会反省

### ○例年との変更点

- ・会場の変更
- ・準備会の変更

### ○参加状況

- ・笹谷小学校、本宮高校は出場辞退 → 録音審査もしないため、参加負担金を全額返金予定

### ○反省

- ・ 打楽器の搬出入はどの団体もスムーズにされており、多少の前後はあるが、ほぼ問題はなかった。打楽器の搬出入に関しては動線を理解していたことがスムーズな流れに繋がったと思います。
- ・ 接待の仕事については問題ありませんでした。審査の先生方の話が一般の方に聞えてしまいそうだったので、係が人払いできるように配置しました。
- ・ 全てにおいて考え抜かれていて、素晴らしかったです。しいて上げるならば、管楽器・小型打楽器の退出時刻の設定は不要だったと感じました。待ち時間になってしまっている団体もありましたので…
  - パルセイいざかで実施する機会があった場合は再考いたします。
- ・ 出演団体と一般の入り口が違っていたので、受付はスムーズにできました。
- ・ プログラムの贈呈部数が実施要項に書いていなかったもので、記載いただきたいです。
  - 申し訳ありませんでした。次年度は記載いたします。
- ・ 吹奏楽連盟所有のドラ・チャイムをお借りすることができ、大変助かりました。
- ・ 講評用紙をもう少し早く受け取りたかったです。可能であれば当日にいただければありがたいです。
  - 申し訳ありませんでした。次年度は講評を当日のうちにお渡しできるような方法を検討したいと思います。

### ○事務局より

事前準備から当日の運営まで、大変お世話になりました。至らぬことも多々ありましたが、役員の方々をはじめ、運営にご協力いただきました方々のサポートのおかげで、無事に大会を終えることができました。また、新型コロナのクラスターなども発生せず、安堵しております。今回は地震の影響で会場が変更となりましたが、県文化センターは未だに使用の目処が立たず、次年度は音楽堂にてコンクールを実施予定です。今回同様、例年通りとはいかない場面も想定できますので、計画的に準備を進めていきたいと思います。

令和4年度第60回福島県吹奏楽コンクール  
第40回県北支部大会 決算報告

1 収入総額	2,235,489 円
2 支出総額	2,235,489 円
3 差引残額	0 円

○収入の部

項 目	今年度予算額	今年度決算額	増 減	備 考
参 加 費	789,000	751,900	△ 37,100	15000円×25団体 18000円×21団体 (次場団体へ参加負担金返金 15550円×2校)
事 業 運 営 費	350,000	457,586	107,586	県北支部本部会計より350000円 と不足金107586円
広 告 料	60,000	40,000	△ 20,000	フォトライフ、東和ムービー、 プリリアント
プ ロ 売 り 上 げ	900,000	876,000	△ 24,000	600円×1460部
ピ ア ノ 使 用 料	100,000	110,000	10,000	10000円×11団体
繰 越 金	0	0	0	
そ の 他	0	3	3	銀行利息
合 計	2,199,000	2,235,489	36,489	

○支出の部

項 目	今年度予算額	今年度決算額	増 減	備 考
会 場 費	300,000	209,950	△ 90,050	パルセイいざか使用料
審 査 員 謝 礼	400,000	400,000	0	40000円×5名×2日間
審 査 員 宿 泊 費	120,000	120,520	520	
交 通 費	160,000	138,530	△ 21,470	審査員交通費・駐車場代等
給 食 費	170,000	149,122	△ 20,878	弁当・審査員茶菓子等
印 刷 費	240,000	232,650	△ 7,350	プログラム2500部、賞状60枚、発送代 48件
事 務 費	60,000	43,111	△ 16,889	郵送料等
役 員 日 当 旅 費	210,000	263,500	53,500	延べ101名
補 助 員 日 当	0	0	0	補助員なし
警 備 費	280,000	446,710	166,710	6名×2日間
役 員 業 務 手 当 て	30,000	30,000	0	10000円×3名
著 作 権 使 用 料	50,000	42,046	△ 7,954	
リ ペ ア マ ン 謝 礼	40,000	40,000	0	2名×2日間
看 板 費	66,000	44,000	△ 22,000	吊り看板のみ
ピ ア ノ 調 律 代	22,000	19,800	△ 2,200	
予 備 費	51,000	55,550	4,550	ピアノ運搬
そ の 他	0	0	0	
合 計	2,199,000	2,235,489	36,489	

以上の通り、報告いたします。

令和5年 3 月 7 日 福島県吹奏楽連盟県北支部コンクール会計 八代 香苗

監査の結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和5年 3 月 7 日 福島県吹奏楽連盟県北支部 会計監査 紺野 葉介

同 会計監査 佐藤 孝幸

## 第50回福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会 反省一覧

### ☆ステージについて

- プログラム1番は、「打楽器のみ」ステージチューニングであるが、管楽器の練習をしている団体がありました。管楽器も一緒に来てチューニングの時間になってしまったのでそのままステージで音出し・チューニングをしてしまいました。  
→**管打楽器の場合は、タイムテーブルに管楽器のチューニング室(AorB)も明記してあるので、管楽器はそちらでチューニングをするよう徹底をお願いします。**
- 演奏終了後に、譜面台はステージに残して退場してもらうように指示が必要でした。
- 譜面台は、ステージ係の方で出し入れ(セッティング)をするのだと思い、そのように練習していたので、当日譜面台も奏者が持って入場と知り、少し戸惑いました。  
→**ステージ係の手順について、次年度はきちんと事前に確認し、各団体にも二次案内などで周知したいと思います。基本は、ステージ係が譜面台・いすのセッティングをし、奏者は楽器のみ持って入場です。**
- ステージ脇に置いてあった連盟のドラが共振していたので、毛布が必要でした。(途中で掛けました)
- 電源ドラムの準備が抜けており、進行が少し遅れてしまいました。  
→**事前準備を徹底するように次年度は気をつけたいと思います。**
- 吸水シートを使用していない団体があった。金管だけでなく、すべての管楽器で使用すべきと思います。  
→**要項にも明記してあるので、使用していただきたいと思います。ステージ袖での確認もお願いします。**

### ☆進行について

- 当日、急に人数の変更があり、編成が変わった場合は知らせてほしいです。アナウンス内容は変わりませんが、団体が編成と合っていないか不安になりました。(特に管打楽器のチームで、打楽器奏者が欠席だった場合など)  
→**本年度は、コロナの関係もあり、当日編成が変わる団体が数多くありました。アナウンスはプログラム通りに行いますが、変更は、当日受付で申し出てくださいなど、次年度は工夫したいと思います。**
- アナウンスの係が1人で(離れたところで)周りに他の係もいなかったのが不安でした。WCに行くタイミングも難しく、できれば2人配置していただきたいと思いました。
- 時間が押してしまう場面もあり、申し訳ありませんでした。2日目の係が当日1名減になったことを、直前まで知りませんでした。  
→**今回は、アナウンスがステージから離れた場所で行っていたため、ご苦勞をおかけしました。次年度はステージ袖でできるように思います。係の人数増員はなかなか難しいところです。やむを得ない事情で当日1名減となってしまう、ご迷惑をおかけしました。お世話になりました。**

### ☆会場について

- 一般の部の演奏時に、出演者が演奏後、客席で鑑賞していた様子が見られました。それなら中学生にも他団体の鑑賞をさせたかったです。
- 「出演者が鑑賞できないこと」と「近親者は自団体の最初のチームから最後のチームまでの鑑賞となっていること」が、周知されていない団体がありました。  
→**出演者と演奏者の動線を分ける、ということと、会場の収容人数の都合で、本年度は出演者の鑑賞は認めておりませんでした。要項をよくお読みになり、ご協力いただきたいです。鑑賞者に関しては、「ご来場の皆様へ」という案内を事前に各団体にお配りしているので、(ダウンロードも可)各団体とも必ず周知徹底をお願いいたします。**
- 会場内はとても静かでした。ただ、客席にギリギリに入ってくる保護者がいたので、早めの入場が必要だと思いました。  
→**大きな混乱はなかったようでしたが、出入口が一カ所だったことと、鑑賞は自団体のみ、ということがあったため、余裕のない入場になってしまった方もいたようでした。次年度の会場に合わせて、よく検討したいと思います。**

## ☆打楽器搬入について

- トラック搬出入口に乗用車がずっと停まっていたので、あそこには入れさせないほうが良いと思いました。(ひよっとしたら警備員が来る前に停めたのかも)  
→1日目の搬入時、スロープ側にトラックが止められず、階段の方から搬入せざるを得ない状況になりました。トラックの経路をもっと詳しく事前に周知するべきでした。次年度は気をつけたいと思います。

## ☆受付・プログラム販売について

- 会場の関係で、指定時間より早く受付に来られる学校がほとんどでした。生徒待機の場所など難しい面がありました。
- 密にならないようにするため、早く到着しても外で待っていただくことになってしまうのは仕方ないのでしょうか、気の毒でした。それほど寒くなかったのは幸いでしたが。  
→密になるのを防ぐために、受付時間を設定しています。生徒の待機場所も会場内には設置できなかったため、時間を調整して受付に来られるよう、ご協力をお願いいたします。
- 打楽器置場に、演奏後の楽器も戻ってくる団体があり、カオスになっていました。2チーム以上で使うから待つのに戻ってきたなど、自由になってしまっていたので、対策が必要かと思います。  
→演奏後の打楽器の動線がいろいろになってしまっていました。2チーム以上で使う場合の対応について次年度は事前にきちんと動線を確認しておきたいと思います。
- 管楽器置場が生徒の待機場所になってしまっており、大人数が結果的に集まってしまっていました。  
→今回は、会場が小さく、演奏者の鑑賞もできなかったため、演奏後、全チームが終わるまでの待機場所がありませんでした。各団体にお任せするしかなかったのが実情です。
- 受付、管楽器置場、打楽器置場、ロビー管理で仕事を分けられるとよかったです。
- 受付の人数が余り要らなかったように感じます。受付の人数を減らし、会場係等を増やした方が良いのではないかと思います。  
→今回、初めての場所で受付周りが混乱するかと思い、多めに人数を配置しました。次年度はまた会場が変わりますので、よく検討したいと思います。
- 一般のお客様とアンコンのお客様の区別がつかず、少し大変でした。  
→図書館などの利用で来られた方も入口は一緒なため、ご苦勞をおかけしました。お世話になりました。
- 「招待者へプログラム配付」とありましたが、招待者がどの方なのかわかりませんでした。招待券のようなものがあるとよかったです。  
→招待者にプログラム配付をするのであれば、確かに目印のようなものがあると良かったと思います。次年度からは配付しない方向で行いたいと思います。

## ☆チューニングについて

- チューニング室Bと音出し室2カ所の管理をしていました。音出し室の中の時計が正確ではなかったことと、引率の先生がついていない等あり、両方見ていましたが、大変でした。音出し室にも電波時計があるとよいと思いました。  
→同じ団体が1つおきに並んでいたため、全部のチームに引率者をつけることは難しい団体がほとんどで、生徒の自主性に任せる部分が大きかったため、ご苦勞をおかけしました。時計については、今後は準備のときによく確認し、対応したいと思います。
- チューニングAはエアコンがあまり効かず、Bと音出し室はすぐ暑くなり、調整が難しかったです。  
→ご苦勞をおかけしました。
- 打楽器チューニングの時間、楽器数が多いと楽器置き場入り口付近が詰まってしまうので、チューニングの要らない楽器はできるだけ奥(会場入口に近い場所)に運んでもらうとよいと思いました。  
→事前の連絡や表示などを工夫し、通行の邪魔にならないように並べてもらうようにしたいと思います。

## ☆接待について

- 朝、審査員の先生方の到着時に、お茶等の用意が間に合わず、失礼してしまいました。(給湯室の場所や、茶菓子等を購入していただいた会計の先生との連携があまりとれなかった) 接待係のキャップの先生は、前日の打ち合わせに参加した方が良いのではないかと思います。  
→毎回、朝の接待については時間がなく、ギリギリになってしまうことも多いです。前日の打ち合わせについては、次年度は検討したいと思います。
- 茶菓子について。甘い物が多く、審査員の先生方はほとんど手を付けていない状況でした。塩味系のあられや果物(みかんなど) 爽やかなゼリーなど購入された方がよいのではないかと思います。  
→ご意見ありがとうございます。次年度生かしていきたいと思います。
- コロナ対策として。係の先生方の昼食後の机のアルコール消毒をお願いします。  
→各自、よろしくお願いいたします。

## ☆運営・その他について

- 「出演者送迎車用」の駐車券を使い、役場駐車場に停めようとしたバスが何台かあり、警備員の方でお断りをしていただきました。
- 送迎車(バス)の駐車ができないことについて、一文記載があると良かったです。  
→二次案内の方に、「送迎者用駐車券」は自家用車用と明記してありました。案内をよくお読みになり、ご協力をお願いいたします。例年、バスの駐車場は設けておりませんでした。次年度は要項にもその旨記載したいと思います。

以上、たくさんの反省、忌憚のないご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。皆様方にご協力いただいたおかげで無事に大会が開けたこと、大変感謝しております。また、今回は、初めての会場ということもあり、昨年ともまた異なった大会運営となりましたが、皆様の御協力により、大きな混乱もなく開催できました。ありがとうございました。

今回いただいたご意見を生かし、さらによりよい運営となるよう、努力していきたいと思っております。

文責：アンサンブルコンテスト担当：遠藤小織

令和4年度 第50回 アンサンブルコンテスト県北大会 決算報告

収入総額 2,195,805 円  
 支出総額 2,195,805 円  
 差引残高 0 円

収入の部

項目	4年度予算	4年度決算	増減	摘要
参加費	1,250,000	1,340,000	90,000	10,000円×134チーム
プロ売り上げ	630,000	535,800	△ 94,200	1冊600円×893冊
昨年度繰越金	0	0	0	
事業運営費	300,000	300,000	0	本部会計より
広告代	20,000	20,000	0	プリリアント(10,000) 東和ムービー(10,000)
貯金利息	0	5	5	
雑収入	0	0	0	
合計	2,200,000	2,195,805	△ 4,195	

支出の部

項目	4年度予算	4年度決算	増減	摘要
会場費	700,000	219,680	△ 480,320	観月台文化センター5割減免 同会議室
審査員謝礼	240,000	240,000	0	40,000円×3人×2日
同 宿泊費	120,000	65,120	△ 54,880	宿泊3人分 1日目夕食代(5,000円×3人)
同 交通費	100,000	77,810	△ 22,190	10,000円×1人 20,000円×2人 タクシー券
給食費	120,000	128,814	8,814	審査員・役員弁当(92,100) 茶菓子と接待消耗品(36,714)
印刷費	200,000	182,600	△ 17,400	吾妻印刷(プログラム1500部 賞状200枚)
事務費	50,000	46,805	△ 3,195	郵送料 事務用品 振込手数料 各種手数料
役員旅費・日当	330,000	195,400	△ 134,600	
補助員日当	0	0	0	
警備員日当	160,000	256,300	96,300	光警備保障5人 1日目:10h 2日目:8h
事務局員手当	30,000	30,000	0	10,000円×3人
著作権使用料	60,000	15,950	△ 44,050	
リペア一代	60,000	60,000	0	プリリアントより3人
運搬代	0	0	0	今年度より本部会計支払い
予備費	50,000	677,326	627,326	養生テープ 本部会計へ戻し入れ
合計	2,220,000	2,195,805	△ 24,195	

以上のとおり、報告いたします。

令和5年3月7日 吹奏楽連盟県北支部 アンサンブルコンテスト会計 秋葉 直美



監査の結果 適正であることを認めます。

令和5年3月7日 吹奏楽連盟県北支部

会計監査

佐藤 孝幸



同

紺野 葉介



# 新人演奏会反省

事務局

令和5年1月21日(土)に行われました新人演奏会では大変お世話になりました。  
以下のような日程で、本年度は実施いたしました。

日 時	令和5年1月21日(土) 8:45~17:00	
場 所	ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)	
参加団体	小学校 1団体 37名	中学校 19団体 354名
	高等学校 10団体 122名	大学 1団体 18名
	一般 5団体 107名	
		計 36団体 638名
打楽器借用	前半…福島東高校 後半…信陵中学校	
グループ分け	単独バンド5チーム・合同バンド9チーム	
参加費用	一人あたり500円	

## 【各校・各団体から】

- 久しぶりに、みんなで音楽を楽しむことができ、参加して本当によかった。
- 生徒が楽しく活動する機会となった。(演奏会・練習会)
- 他団体の演奏を鑑賞し、よい刺激となった。勉強させてもらった。
- 合同バンドを組んだことで、演奏終了後、「普段から一緒に練習とかしたいよね」という話が、先生間で話題になった。
- 他団体との合同で演奏することができ、子ども達も顧問としても収穫の多い機会になった。他チームの鑑賞ができたこともとてもよかった。
- なかなか、発表や鑑賞の機会のない中で、とても貴重な時間で、合同練習会でも子ども達も刺激をもらい、たくましくなったように思う。久々の開催、うれしかった。
- 新人演奏会ならではの楽しさを、演奏者も鑑賞された方も味わえたと思う。お客様もたくさんいらっしゃって、少しずつ以前の雰囲気を取り戻しているように感じた。生徒も「とても楽しかった」「参加できてよかった」と言っている。
- 3年ぶりの新人演奏会を有観客ででき、とても好評だったと思う。
- 3年ぶりの新人演奏会が開催することができたのは、ひとえに係の先生方のご尽力によるものと心より感謝します。県北支部の役員の皆様が、詳細にわたって検討していただき、ありがとうございました。
- 役員の先生方が率先して演奏会の運営を行っていただき、スムーズに開催された。
- 先生方が会場を盛り上げるため、いろいろと工夫をされていた。(衣装・ダンス・選曲など)頭が下がりました。すばらしいです。



○楽器を演奏することの楽しさ・喜びの共有・音楽を通しての交流促進及び技能向上という目的の下、大変有意義な経験をさせてもらった。体温調査票の提出、観客収容におけるブロック制の導入、新型コロナウイルス流行による適切な感染対策が行われていることを実感した。

- ・プログラムがなくなり、途中で福島三中さんをお願いして、追加印刷した。  
お客様用として事前準備500枚  
追加400枚  
残 約170部

・全団体受付終了後は、受付場所はプログラムを置き、掲示だけで人員配置なしでも大丈夫そうであった。

●演奏終了後の楽器置き場を把握していない団体があった。

●Aブロックの時、演奏者の指定座席に座っている一般客が多く見られた。

●申し込み等、郵送でなくメールなどでデータ送付できないか？

●会場の都合で仕方がないのであろうが、「楽器置き場」→「リハーサル会場」→「演奏会会場」の場所がとても離れている団体があったのでなるべく動線が短いとありがたい。（できる範囲で構いませんので。すみません。）

●発送される文書が多くて(回数)、対応が大変だった。いろいろな配慮事項など検討する項目が多かったから仕方のないことで、役員の先生方のご苦労は大変よくわかるが……、ちょっと多かったかな……と思います。すみません。

#### 【次年度開催について】

\*期 日  
令和6年 2月 3日（土）（前日の夜間より借用可）

\*場 所  
「ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）」

## 令和3年度 新人演奏会決算書

1	収入総額	623,579	円
2	支出総額	449,468	円
3	差引残高	174,111	円

### 収入内訳

項目	R3 予算額	R3 決算額	増減(△)	備考
参加費	290,500	273,160	△ 17,340	全30団体
演奏会運営補助	150,000	200,000	50,000	本部会計より
繰越金	140,161	140,161	0	令和2度新人演奏会繰越金
雑収入	0	10,258	10,258	勤青ホーム婦人の家使用料返金
合計	580,661	623,579	42,918	

### 支出内訳

項目	R3 予算額	R3 決算額	増減	増減(△)	備考
会場費	300,000	152,800	△ 147,200		音楽堂, 勤青ホーム, 婦人の家予約
演奏会運営補助	54,000	0	△ 54,000		
事務費	20,000	23,508	3,508		郵送料 22,408 円 振込料 1,100 円
給食費	0	0	0		
事務局費	30,000	0	△ 30,000		
警備員費	70,000	0	△ 70,000		
補助役員費	0	0	0		
予備費	106,661	273,160	166,499		参加負担金返金 30 校
合計	580,661	449,468	△ 131,193		

上記のとおり報告いたします。なお、差し引き残高174,111円は本部会計に戻し入れいたします。

令和4年3月15日 福島県吹奏楽連盟県北支部 新人演奏会会計 鈴木香世子 印

監査の結果、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

令和4年4月4日 福島県吹奏楽連盟県北支部 会計監査 紺野 葉介 印  
同 佐藤 孝幸 印

## 令和5年度総会提案事項について

### (1) 令和5年度事業（案）【別紙参照】

- ・ 令和4年3月16日の地震の影響でとうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）大ホールの使用ができないため、吹奏楽講習会はふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）、吹奏楽コンクール県北支部大会はふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）、アンサンブルコンテスト県北支部大会はとうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）小ホール、新人演奏会はふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）と、代替会場での実施が続く。

### (2) 令和5年度予算（案）【別紙参照】

- ・ 昨年度の総会時に連絡している通り、コロナ禍のため各種大会の収入が減っており現在の収入のままでは運営が大変難しくなっている。そのため、昨年度提案した通り支部の負担金を増額して、予算を作成している。今回の総会の議案了承をいただき次第、増額した金額で加盟負担金の振り込みをお願いする。

### (3) 令和5年度役員について（案）【別紙参照】

- ・ 今年度は改選年度ではないため、役員の転出等で変更が必要な部分だけ入れ替えを実施する。
- ・ 本来であれば総会で支部長以下役員を選出していただき、その後理事長指名で事務局員を決定していくが、紙上での総会のため事務局の方で案を提出させてもらっている。

令和5年度 福島県吹奏楽連盟県北支部事業案

月	日	曜日	行事	会場
4	14	金	福島県吹奏楽連盟県北支部総会【紙上での開催】	
4	15	土	吹奏楽講習会 講師: 福本信太郎	ふくしん夢の音楽堂 (福島市音楽堂)
5	10	水	第1回役員会	サンライフ福島
5	31	水	福島県吹奏楽コンクール県北支部大会事前説明会及び抽選会 第2回役員会	ふくしん夢の音楽堂 (福島市音楽堂)
6	30	金	第61回福島県吹奏楽コンクール第41回県北支部大会 準備会	ふくしん夢の音楽堂 (福島市音楽堂)
7	1	土	1日目: 中学校一部、高等学校一部	
7	2	日	2日目: 小学校、中学校小編成、高等学校小編成、大学、職場・一般 審査員: 鈴木正人、高山直也、田中美佳子、服部孝也、平子ひさえ	
8	10	木	第3回役員会	サンライフ福島
9	26	火	第4回役員会	サンライフ福島
11	8	水	第51回福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会事前説明会及び抽選会 第5回役員会	とうほう・みんなの文化センター (福島県文化センター)
12	8	金	第51回福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会 準備会	とうほう・みんなの文化センター (福島県文化センター) 小ホール
12	9	土	1日目: 中学校	
12	10	日	2日目: 小学校、高等学校、大学、職場・一般 審査員:	
1	17	水	第6回役員会	サンライフ福島
2	3	土	新人演奏会	ふくしん夢の音楽堂(福島市音楽堂)福島市音楽堂
2	14	水	第1回監査会	サンライフ福島
	20	火	第7回役員会	サンライフ福島
3	13	水	第2回監査会	サンライフ福島
	26	火	第8回役員会	伊達市立桃陵中学校
4	3	水	第3回監査会	サンライフ福島

関連行事【県】

月	日	曜日	行事	会場
4	11	火	福島県吹奏楽連盟総会	須賀川市文化センター
6	3	土	第1回常任理事会	福島県立安積黎明高等学校
7	29	木	第61回福島県吹奏楽コンクール 1日目: 小学校、中学校小編成 2日目: 中学校小編成、高等学校小編成 審査員: 飯島泉、後藤洋、齋藤充、田中靖人、都賀城太郎、平子ひさえ、福島弘和	けんしん郡山文化センター
7	30	金		
8	5	土	3日目: 中学校一部	いわき芸術文化交流館 「ALIOS/アリオス」
8	6	日	4日目: 高等学校一部、大学、職場・一般 審査員: 池田幸広、大浦綾子、小川佳津子、小串俊寿、加養浩幸、神代修、高山直也	
9	16	土	第41回福島県マーチングフェスティバル 準備会 審査員: 水口透、山田江味、鰐部幹男	あづま総合体育館
9	17	日		
11	4	土	第2回常任理事会	福島県立安積黎明高等学校
1	13	土	第51回福島県アンサンブルコンテスト 1日目: 小学校、中学校 2日目: 高等学校、大学、職場・一般 審査員::	けんしん郡山文化センター
1	14	日		
3	2	土	第3回常任理事会	須賀川市文化センター

関連行事【東北】

月	日	曜日	行事	会場
8	26	土	第66回東北吹奏楽コンクール 1日目: 高等学校 2日目: 中学校	山形 やまぎん県民ホール
8	27	日		
9	2	土	3日目: 小学校、高等学校小編成、大学 4日目: 中学校小編成、職場・一般	宮城県 マルホンまきあーとテラス (石巻市芸術文化センター)
9	3	日		
10	1	日	第42回全日本小学校バンドフェスティバル東北大会 第36回全日本マーチングコンテスト東北大会	青森県青森市 マエダアリーナ (新青森県総合運動公園)
12	24	日	第45回東北吹奏楽の日	東京エレクトロンホール宮城
2	11	日	第51回東北アンサンブルコンテスト	けんしん郡山文化センター
	17	土	第35回東北吹奏楽連盟吹奏楽指導者講習会	山形県 酒田市
	18	日		

令和5年度 福島県吹奏楽連盟県北支部予算書 (案)

1. 収入総額	2,583,340 円
2. 支出総額	2,583,340 円
3. 差引残高	0 円

収入内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	5年度予算額	増減	備考
繰越金	790,506	790,506	493,340	△ 297,166	コンクール費用の支出増や、会場費の前年度払い等により繰越金減
連盟加入負担金	1,575,000	1,575,000	1,890,000	315,000	30,000円×63団体 (県15,000円、支部15,000円) 支部負担金は今年度より5000円増額
事業委託金	100,000	100,000	100,000	0	県より事業補助金として
雑収入	100,000	100,000	100,000	0	県より事業委託金として(マーチング)
	0	0	0	0	県より事業委託金として(県大会)
	0	24,613	0	0	課題曲講習会
	0	0	0	0	コンクール県北大会
	0	676,930	0	0	アンサンブルコンテスト
	0	181,952	0	0	新人演奏会
	675	675	0	△ 675	旅費一部戻し
預金利息	0	6	0	0	預金利息
合計	2,566,181	3,449,682	2,583,340	17,159	

支出内訳

項目	4年度予算額	4年度決算額	5年度予算額	増減	備考
連盟加入負担金(県)	945,000	945,000	945,000	0	15,000円×63団体 県吹連会計へ振込
課題曲講習会運営費	200,000	400,000	200,000	0	R6事業費支出分
新人演奏会運営費	200,000	345,440	200,000	0	R6年度の会場費の支出を含む
コンクール県北大会運営費	350,000	457,586	400,000	50,000	会場費増額のため
アンコン県北大会運営費	300,000	300,000	250,000	△ 50,000	
HP運営費	80,000	66,880	80,000	0	HP更新、更新手数料
アカウント管理費			60,000		【新設】Googleアカウント取得・管理費
事務局費	50,000	46,300	50,000	0	事務局封筒代・トナー代
備品管理費	60,000	60,000	60,000	0	貸倉庫代
通信費	60,000	41,762	50,000	△ 10,000	郵送費、振込手数料等
会議費	12,000	11,700	12,000	0	総会および役員会会場代
役員会日当・旅費	93,000	89,635	93,000	0	
総会旅費	0	0	0	0	対面での総会が見込まれないため
事務局費	70,000	70,000	70,000	0	7名×10000円
楽器修理費	100,000	96,096	100,000	0	
感染症予防対策費	46,181	0	10,000	△ 36,181	感染対策備品購入等
予備費	0	25,943	3,340	3,340	
合計	2,566,181	2,956,342	2,583,340	△ 42,841	

以上のとおり提案致します。

令和5年4月14日

吹奏楽連盟県北支部支部長 熊澤 正人  
吹奏楽連盟県北支部会計 摺出寺祥江

令和4年度 福島県吹奏楽連盟県北支部役員

役職名		氏名(所属)
顧問		齋藤 一成(元支部長)
		佐藤 政俊(元支部長)
支部長		熊澤 正人(桃陵中)
副支部長		津村 潤 (梁川中)
理事長		本田 純也 (福三中)
副理事長		八巻 和浩 (伊達中)
事務局長		信夫 知彰 (桃陵中)
事務局次長		梅野 和生 (聖光高)
会計		摺出寺祥江 (成蹊高)
コンクール 課題曲講習会	事務局	八代悦二郎 (安達高)
		菊池 秀俊 (信陵中)
	会計	八代 香苗 (本一中)
アンコン	事務局	遠藤 小織 (県北中)
		新明 絵美 (福北高)
	会計	秋葉 直美 (信夫中)
新人演奏会	事務局	結城 正人 (松二中)
		佐々木知美 (保原高)
	会計	鈴木香世子 (渡利中)
会計監査		紺野 葉介 (フィール)
		佐藤 孝幸 (梁響)
県常任理事		本田 純也 (福三中)
		八巻 和浩 (伊達中)
		信夫 知彰 (桃陵中)

チャイム・銅鑼	秋葉 直美 (信夫中)
	八代悦二郎 (安達高)
ハーブ	本田 純也 (福三中)
テント	倉庫保管

令和5年度 福島県吹奏楽連盟県北支部役員

役職名		氏名(所属)
顧問		齋藤 一成(元支部長)
		佐藤 政俊(元支部長)
支部長		熊澤 正人(桃陵中)
副支部長		津村 潤 (桃陵中)
理事長		本田 純也 (福三中)
副理事長		八巻 和浩 (伊達中)
事務局長		梅野 和生 (聖光高)
事務局次長		空席
会計		摺出寺祥江 (成蹊高)
コンクール 課題曲講習会	事務局	菊池 秀俊 (信陵中)
		佐々木知美 (保原高)
	会計	八代 香苗 (本一中)
アンコン	事務局	遠藤 小織 (県北中)
		新明 絵美 (福北高)
	会計	秋葉 直美 (信夫中)
新人演奏会	事務局	結城 正人 (松二中)
		(梅野 和生 (聖光高))
	会計	鈴木香世子 (福四中)
会計監査		紺野 葉介 (フィール)
		佐藤 孝幸 (梁響)
県常任理事		本田 純也 (福三中)
		八巻 和浩 (伊達中)
		梅野 和生 (聖光高)

チャイム・銅鑼	秋葉 直美 (信夫中)
	結城 正人 (松二中)
本番用チャイム・ハーブ	本田 純也 (福三中)
テント	倉庫保管

## 4 その他

### (1) 【事務局より】

#### ① 吹奏楽連盟登録について

4月1日付けでお送りしました福島県吹奏楽連盟加盟登録用紙を、**5月8日(月)**までに県北事務局次長：梅野（聖光高）に提出してください。なお、県連盟への登録を支部で一括して行いますので、県より送られてくる同様の内容の登録用紙は、県事務局へ送らなくて大丈夫です。

#### ② 連盟負担金の納入について

昨年度の総会の際にお伝えしたとおり、今年度の総会要項の中に連盟負担金の増額についての議案。議決の後（4月17日(月)以降）に今年度の負担金額と振込先をお知らせしますので、振り込みの手続きをお願いします。**4月28日(金)**締め切りになります。

1 現在提案中の負担金の金額 30,000円

(内訳：福島県吹奏楽連盟負担金15,000円、同県北支部負担金15,000円)

2 納入期日 令和5年4月28日(金)

3 その他 ・ 負担金の納入は、記録を正確に残すため銀行口座への振り込みにてお願いいたします。(直接持参されても受け付けできませんのでご注意ください)  
・ 入金は団体名でお願いいたします。また、機械で処理される都合上、「福島県立」や「〇〇市立」等は省略してください。

#### ③ 大会当日の領収書発行について

コンクール及びアンサンブルコンテストの支部大会や県大会について、当日購入したプログラムやチケットの領収書発行はいたしません。領収書がほしいという場合は、事前申し込みの段階で購入をしてください。

#### ④ 福島県文化センターの被災状況について

令和4年3月16日に発生しました地震の影響で、現在とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)大ホールの使用ができません。今年度のアンサンブルコンテスト県北大会は県文化センターを会場に実施しますが小ホールでの開催になるため、人数制限などの対応が必要になると思います。ご心配、ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。なお、先日の新聞報道では2025年度に復旧完了予定です。

#### ⑤ 全日本吹奏楽コンクールおよび全日本アンサンブルコンテストの参加規定改定について

上記規定について、全日本吹奏楽連盟の部門見直しが実施されました。今後県北でも、上位大会の実施規定変更に合わせて変更があることご理解ください。

#### ⑥ 令和4年度「特別会計決算書」について

令和4年度コンクール費用が会場変更に伴い予算を大きく上回ったことや、次年度の新人演奏会の会場費、吹奏楽講習会の事業運営費を前年度会計より支出するにあたり、令和4年度本部会計の費用に不足が生じたため、福島県吹奏楽連盟県北支部会計規定 第5条により特別会計から支出いたしました。

# 福島県吹奏楽連盟県北支部規約

## 第一章 総則

(名称)

**第1条** 本連盟は福島県吹奏楽連盟県北支部と称し、福島県吹奏楽連盟に所属する。

(会員)

**第2条** 本会員は、福島県吹奏楽連盟県北支部に加盟する団体及び個人とする。

(事務局)

**第3条** 本支部は、事務局を事務局長所在地に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

**第4条** 本支部は全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則して、加盟団体相互の親睦と技術の向上を図り、併せて吹奏楽を通じて県北地区の文化の向上に資するをもって目的とする。

(事業)

**第5条** 本支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 吹奏楽コンクール県北支部大会の開催
2. アンサンブルコンテスト県北支部大会の開催
3. 講習会、研修会の開催
4. その他適当と認めた事業

## 第三章 役員及び事務局

(役員)

**第6条** 本支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 1名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 1名
5. 事務局長 1名
6. 事務局次長 1名
7. 事務局員 9名

(コンクール3名、アンコン3名、新人演奏会3名、それぞれ会計1名を含む)

8. 本部会計 1名

9. 会計監査 2名

※ なお、この他に県大会開催年度に県大会事務局員をおく。

(役員を選任)

**第7条** 1. 支部長は、総会の推薦による。  
2. 副支部長は、支部長の推薦による。  
3. 理事長、副理事長、県常任理事及び会計監査は、総会で選出する。  
4. 事務局長、事務局次長、事務局員、及び会計は、理事長が任免する。

(役員職務)

**第8条** 1. 支部長は、本支部を総括し、本支部を代表する。  
2. 副支部長は、支部長を補佐すると同時に本支部を総括し、本支部を代表する。  
3. 理事長は、本支部の業務執行を総括する。  
4. 副理事長は、理事長を補佐すると同時に本支部の業務執行を総括する。  
5. 県常任理事は、総会の議による会務を遂行する。  
6. 事務局長は、本支部の事務を処理する。  
7. 事務局次長は、事務局長を補佐すると同時に本支部の事務を処理する。  
8. 事務局員は、事務局長を補佐し各事業の事務を処理する。  
9. 会計は、本支部及び各事業の会計を処理する。  
10. 監査は、事業の運営並びに会計の監査をする。

(役員任期)

**第9条** 1. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。  
2. 補欠または、増員により選任された役員任期は、前任者または、後任者の残存期間とする。

## 第四章 顧問

(顧問)

**第10条** 1. 本支部に顧問を置くことができる。  
2. 顧問は、総会において推薦し、支部長が委嘱する。  
3. 顧問は、支部長または理事長の諮問に応じるものとする。



## 第五章 会議

(会議の種類)

第11条 会議は、総会、役員会及び事業実行委員会とする。

(総会の招集)

第12条 総会は、支部長がこれを招集する。

(役員会の招集)

第13条 役員会は、支部長、副支部長、理事長、副理事長、異常任理事、事務局長、事務局次長、事務局員及び会計をもって組織し、支部長がこれを招集する。

(事業実行委員会の招集)

第14条 事業実行委員会は、福島県吹奏楽連盟の主催する事業の担当支部となった場合、並びに本支部の各事業を行うとき、その事業毎に実行委員会を組織し、随時、支部長がこれを招集する。

(会議の定足数)

第15条 1. 会議は、すべての構成員の半数以上の出席者をもって成立する。但し、委任状をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 会議の議決は過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第16条 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 事業計画及び報告
2. 予算・決算
3. 役員を選任
4. 規約の変更
5. 顧問の推薦に関する事
6. その他特に重要な事項

(役員会の議決事項)

第17条 役員会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 事業遂行に関する事
2. 会計運用に関する事
3. 福島県吹奏楽連盟その他の文化団体の連絡に関する事
4. その他必要な事項

(事業実行委員会の議決事項)

第18条 事業実行委員会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 事業企画、運営の計画とその実施
2. 会計の実施
3. その他必要な事項

## 第六章 会計

(会費の納入)

第19条 加盟団体は毎年4月末までにその年度の会費10,000円を納入する。

(会計の種類)

第20条 1. 本支部は一般会計・事業会計・活動基金会計の3種類とする。

2. 一般会計は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費 (2) 寄付金 (3) その他の収入

3. 事業会計は事業に伴う収入をもってこれに充てる。

4. 活動基金会計については、一般会計や事業会計で大幅な余剰金が発生した場合等にこれに充てる。

(経費の支弁)

第21条 1. 本支部の通常事業遂行に要する費用は、一般会計をもって支弁する。

2. 事業会計の支出については、役員会の承認を経なければならない。

3. 活動基金会計は、各種事業での資金不足の補填、新規事業の資金、支部所有楽器の購入及び修繕に支弁する。なお、支出については、役員会の承認を経なければならない。

(会計の年度)

第22条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わりとする。

## 第七章 付則

(改正)

第23条 この規約は、平成12年5月2日より施行する。

平成13年5月1日一部規約改正 (第6条-7, 8)

平成18年4月24日一部規約改正

(第6条-7 第7条-4 第8条-7 第13条)

平成20年4月23日一部規約改正 (第19条 第20条-1, 4)

平成22年4月13日一部規約改正 (第5条、第6条-8)

平成24年4月21日一部規約改正 (第6条-8)

平成25年4月19日一部規約改正 (第19条)

平成26年4月18日一部規約改正 (第6条)

平成28年4月18日一部規約改正 (第6条、第20条、第21条)

平成31年4月16日一部規約改正 (第19条)

## 福島県吹奏楽連盟県北支部会計規定

福島県吹奏楽連盟県北支部規約第20～22条により、会計事務に関する規定を次のように定める。

### 第1条（役員業務手当）

1. 役員の仕事手当は、別表1により支給する。

〈別表1〉	支部長	年額 10,000円
	副支部長	年額 10,000円
	理事長	年額 10,000円
	副理事長	年額 10,000円
	事務局長	年額 10,000円
	事務局次長	年額 10,000円
	本部会計	年額 10,000円

2. 土日祝日における役員の仕事の運営・会議・出張の日当は、別表2により支給する。

〈別表2〉	日 当	1,000円
-------	-----	--------

### 第2条（会議費規定）

1. 本支部長が招集する会議の経費は、この規定により会議の種類により一般会計、事業会計毎に支給する。
2. 会議に出席するための日当は、第1条第2項の規定により支給する。
3. 会議に出席するための交通費は、別表4により実費を支給する。
4. 会議が食事時間（12時・18時）にかかる場合は別表3により食事代を提供する。

〈別表3〉	食 事 代	1,000円
-------	-------	--------

〈別表4〉	旅 費	1kmあたり25円
-------	-----	-----------

### 第3条（事業収益規定）

1. 吹奏楽コンクール、及びアンサンブルコンテスト、新人演奏会事業の残金は、事業が終了後速やかに経費のすべてを支払い、残額をすべて一般会計に戻す。

### 第4条（諸費支出規定）

1. 上記以外の諸費支出は、次の基準による。
2. 本支部が主催する事業の補助員の日当は、次の通りとする。
  - ① 社会人及び大学生は、1日1,000円とする。
  - ② 中学生・高校生は、学校単位に部活動補助費として人数に応じて支出する。  
(1人500円を目安)
3. 本支部が主催する事業の事務局員手当は10,000円とし、事業収益より支出する。
4. 専門家に依頼する謝金は、別表5により支給する。

〈別表5〉	講習会講師	理事長が定める額 (旅費宿泊費は実費相当)
	コンクール審査	1日 40,000円 (旅費宿泊費は実費相当)
	アンコン審査	1日 40,000円 (旅費宿泊費は実費相当)

5. 事務局長、事務局員及び会計担当者は、事業実施費用の仮払金として事前に50,000円まで受け取ることができる。なお、仮払いは3ヶ月以内に清算することとする。

## 第5条（特別会計規定）

1. 特別会計は、本連盟の運営において臨時に支出が必要となった際（事業運営費の補助、備品の購入・修繕など）に使用するためのものとする。
2. 本支部への用途未指定の寄付があった場合は、特別会計の収入として処理する。

## 第6条（慶弔規定）

1. 支部役員が死亡したときには、香典として5,000円と供花を送る。
2. 支部役員の配偶者、父母（配偶者の父母も含む）、子女が死亡したときは、香典として一律5,000円を送る。
3. 県内の他支部役員や県役員が死亡したときには、香典として5,000円を送る。ただし、（削除）支部長の判断で供花を付け加えることができる。また、それらの家族が死亡した場合には、香典として5,000円を送る。
4. その他、本支部の発展に貢献なさった方（支部役員経験者等）が死亡したときには、支部長の判断により香典として5,000円及び供花を送ることができる。（以下削除）
5. 香典を持参することが困難な場合は、支部長の判断により供花や供物、弔電に替えることができる。

## 第7条（付則）

1. この規定の改正をする場合は役員会の決議による。
2. この規定は、平成12年5月2日より施行する。
3. この規定は、平成13年5月1日より一部改正実施する。  
（役員業務手当の事務局員を削除、諸費支出規定3を追加）
4. この規定は、平成14年5月1日より一部改正実施する。  
（役員業務手当の変更、諸費支出規定3の事務局員手当の変更）
5. この規定は、平成18年4月24日より一部改正実施する。  
（役員業務手当に事務局次長を追加）
6. この規定は、平成24年4月21日より一部改正実施する。  
（役員の仕事の運営・会議・出張の日当は土日祝日を追加）  
（事業収益の見直しを追加）
7. この規定は、平成26年4月18日より一部改正実施する。  
（役員業務手当から県常理事を削除）
8. この規定は、平成27年4月18日より一部改正実施する。  
（別表4の見直し、事業収入規定の変更、慶弔規程の追加）
9. この規定は、平成28年4月18日より一部改正実施する。（事業収入規定の追加）
10. この規定は、令和3年4月15日より一部改正実施する。（事業収入規定の変更）
11. この規定は、令和4年3月28日より一部改正実施する。  
（諸費支出規定の変更、特別会計規定の追加、慶弔規定の変更）

# 福島県吹奏楽コンクール県北支部大会実施規定

## 第1章 総則

(大会名称)

第1条 この大会は「福島県吹奏楽コンクール県北支部大会」という。

(実施)

第2条 福島県吹奏楽コンクール県北支部大会（以下、県北大会）は、福島県吹奏楽連盟県北支部に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(会場・日時)

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟県北支部役員会（以下、役員会）で決める。

## 第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

第4条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する一つの部門に参加できる。

- (1) 小学校の部 (2) 中学校の部 (3) 中学校小編成の部  
(4) 高等学校の部 (5) 高等学校小編成の部 (6) 大学の部  
(7) 職場・一般の部

2 中学校の部と高等学校の部は、第一部と第二部に分けて実施する。

(参加人員)

第5条 各部門の参加人員は次の通りとする。なお、指揮者はこの人員に含まれない。

- (1) 小学校の部 …………… 自由  
(2) 中学校の部第一部 …………… 50名以内  
(3) 中学校の部第二部 …………… 自由  
(4) 中学校小編成の部 …………… 25名以内  
(5) 高等学校の部第一部 …………… 55名以内  
(6) 高等学校の部第二部 …………… 自由  
(7) 高等学校小編成の部 …………… 30名以内  
(8) 大学の部 …………… 55名以内  
(9) 職場・一般の部 …………… 65名以内

## 第3章 資格

(参加資格)

第6条 参加資格は、福島県吹奏楽連盟県北支部に登録された団体で次の通りとする。

- (1) 小学校の部

団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。

- (2) 中学校の部・中学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校の児童、小中一貫校の児童の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度2年生以下の部員が20名以内の団体、もしくは県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

- (3) 高等学校の部・高等学校小編成の部

団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)

ただし、小編成の部への参加は前年度2年生以下の部員が25名以内の団体、もしくは県吹奏楽連盟に認められた団体とする。

(4) 大学の部

団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

(同一経営の学園内小学校児童、中学校及び高校生の生徒の参加は認める。)

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。

ただし第3項に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

2 同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

3 課題曲、自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

(指揮者)

第7条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲、自由曲とも同一人が指揮をすること。

2 同一指揮者が、同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。ただし、大学、職場・一般の部を除く。

(入賞取消)

第8条 参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

#### 第4章 課題曲・自由曲及び演奏時間

(編成)

第9条 課題曲は、スコアに指定された編成を尊重すること。

2 自由曲は、木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、コントラバス、ピアノ、チェレスタ、ハープ、曲中のスキヤット(声)は認める(歌詞は不可)。合わせて、リコーダーについては、原曲に指定があるものについては認めるが、編曲の際に使用するの認められない。(全日本吹奏楽コンクールに関するQ&A2103版に基づいて)

(審査)

第10条 参加団体は、課題曲1曲及び自由曲1曲を演奏して審査を受ける。組曲は1曲とみなす。

ただし、小学校、中学校の部第二部及び高等学校の部第二部(以下、第二部)、中学校小編成の部及び高等学校小編成の部(以下、小編成)は、自由曲のみで審査を受ける。

(課題曲)

第11条 課題曲は、全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものをを用いる。

(著作権)

第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏時間)

第13条 演奏時間は、課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。ただし、小学校、第二部及び小編成の出場団体は、自由曲のみ7分以内とする。

2 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。ただし、小学校、第二部及び、小編成は、自由曲の演奏開始から終了までの時間をいう。

(失格)

第14条 演奏時間が、超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

(演奏順序)

第15条 部門の順序についてはその年の役員会で、出演順序は抽選を経て決定する。

## 第5章 表彰及び代表

(審査員)

第16条 審査員は、支部長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表彰)

第17条 表彰は部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(支部代表)

第18条 県大会開催の2週間前までに支部大会を実施し、その年の県常任理事会で指定された部門毎の代表枠に沿って代表団体を決定する。ただし、大学の部は、支部大会を経ないで県大会に出場することができる。

2 支部代表団体の出演順は、完全抽選によって決定する。ただし、シード団体については、前年度の東北大会での結果を元に、抽選前に出演順を選ぶことができる。

(シード団体)

第19条 前年度東北大会以上に出場した団体は、県北大会に出場した上で、シード団体として県大会に推薦される。

2 シード団体が出場を辞退した場合は、その支部の代表団体に補充することはできず、欠員としなければならない。

(参加費用)

第20条 県北大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

## 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第21条 県北大会実施に当って役員会が必要と認めた場合は、共催、後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第22条 県北大会の実行委員は、支部の加盟団体の人員があたる。

(実施要項)

第23条 その他開催上の細目については、役員会で定める。

(改定)

第24条 この規定は役員会の議により改定ができる。

付則 この規定は、令和2年4月15日より実施する。

## 福島県吹奏楽コンクール県北支部大会審査内規

第1条 この内規は、福島県吹奏楽コンクール県北支部大会実施規定に基づき審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は、課題曲と自由曲とを芸術性10、技術性10の計20段階で評価する。ただし課題曲を演奏しない部門については、自由曲のみの評価とする。評価点は、点数を加算した総合点で審査する。

第3条 審査結果の処理は、支部長から委嘱された審査係によって処理する。

第4条 審査処理は、審査員の評価に基づき部門ごとに、金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。

第5条 県北支部代表の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 各団体の評価点数を加算して、総合点の高い団体を代表とする。
- (2) (1)で決着がつかない場合は、勝ち点方式で再度順位を決める。
- (3) (2)で決着がつかない場合は、審査員の再投票で決める。

第6条 第5条による結果は、審査員の了承を得て、支部長が賞を決める。

第7条 講評用紙、審査一覧表は後日出演団体に送付する。

第8条 この内規は、役員会の議により、改定することができる。

# 福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会実施規定

## 第1章 総則

(大会名称)

第1条 この大会は「福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会」という。

(実施)

第2条 福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会（以下、県北大会）は、福島県吹奏楽連盟県北支部に加盟する団体内のグループが参加して毎年実施する。

(会場日時)

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟県北支部役員会（以下、役員会）で決める。

## 第2章 実施部門及び参加人員

(実施部門)

第4条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は所属する部門に、実施要項で示された上限グループ数以内で参加することができる。

- (1) 小学校の部      (2) 中学校の部      (3) 高等学校の部  
(4) 大学の部      (5) 職場・一般の部

(参加人員)

第5条 各グループの編成は、3名以上8名までとする。

## 第3章 資格

(参加資格)

第6条 参加資格は、福島県吹奏楽連盟県北支部に登録された団体で次の通りとする。

- (1) 小学校の部  
団体構成メンバーは、同一小学校に在籍している児童とする。
- (2) 中学校の部  
団体構成メンバーは、同一中学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校の児童、小中一貫校の児童の参加は認める。)
- (3) 高等学校の部  
団体構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。)
- (4) 大学の部  
団体構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。  
(同一経営の学園内小学校児童、中学校及び高校生の生徒の参加は認める。)
- (5) 職場・一般の部  
団体構成メンバーは、当該団体の団員とする。  
ただし第2項に該当するメンバー及び職業演奏家の参加は認めない。
- 2 同一奏者が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。ただし、一つのグループ内での楽器の持ち替えは認める。

(入賞取消)

第7条 参加グループの資格に疑義ある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。



## 第4章 演奏・審査

### (編成)

第8条 編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器、コントラバスによるものとする。ただし、

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することを認めない。
- (2) 同一奏者が二つ以上の支部に重複して出場することは認めない。
- (3) 独立した指揮者は認めない。
- (4) ピアノ、オルガン、チェンバロ、アコーディオン等の使用は認めない。
- (5) リコーダー及び電子楽器の使用は認めない。
- (6) コントラバスのみの編成は認めない。

### (審査)

第9条 出場グループは自由曲を1曲演奏して審査を受けるものとする。ただし、組曲は1曲とみなす。

### (著作権)

第10条 著作権の存在する楽曲を編集して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

### (演奏時間)

第11条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

### (演奏順序)

第12条 部門の順序についてはその年の役員会で、出演順序は抽選を経て決定する。

## 第5章 表彰及び代表

### (審査員)

第13条 審査員は、支部長が委嘱する。

- 2 審査員は5名とする。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

### (表彰)

第14条 表彰は、部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

### (支部代表)

第15条 県大会開催の2週間前までに支部大会を実施し、各部門の代表グループを決定する。

- 2 支部代表グループの出演順は、完全抽選によって決定する。

### (推薦団体)

第16条 県北支部から県大会に推薦できるグループ数は、次の通りとする。ただし、県常任理事会で変更があった場合は、それに準ずる。

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| (1) 小学校の部 …………… 3グループ   | (2) 中学校の部 …………… 9グループ |
| (3) 高等学校の部 …………… 8グループ  | (4) 大学の部 …………… 2グループ  |
| (5) 職場・一般の部 …………… 2グループ |                       |

※ ただし、県吹連の規定により、中学校の部と高等学校の部の代表は、同一校から3グループまでとする。

### (参加費用)

第17条 県北大会参加に要する費用については、参加団体の負担とする。

## 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

第18条 県北大会実施に当って役員会が必要と認めた場合は、共催、後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催、後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第19条 県北大会の実行委員は、支部の加盟団体の人員があたる。

(実施要項)

第20条 その他開催上の細目については、役員会で定める。

(改定)

第21条 この規定は役員会の議により改定ができる。

付 則

1. この規定は、令和2年 4月15日より実施する。

2. この規定は、令和4年3月28日より一部改正実施する。(推薦団体数の上限を追加)

### 福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会審査内規

第1条 この内規は、福島県アンサンブルコンテスト県北支部大会実施規定に基づき、審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は、芸術性10、技術性10の計20段階で評価する。評価点は、点数を加算して、総合点で審査する。

第3条 審査結果の処理は、支部長から委嘱された審査係によって処理する。

第4条 審査処理は、審査員の評価に基づき各部門ごとに、金・銀・銅の3段階にグループに分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3:4:3を目安とする。

第5条 県北支部代表の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 評価点を合計して、得点の高い団体を代表とする。

(2) (1)で決着がつかない場合は、勝ち点方式で再度順位を決める。

(3) (2)で決着がつかない場合は、審査員の再投票で決める。

第6条 審査結果は、審査員の了承を得て、支部長が賞を決定する。

第7条 講評用紙、審査一覧表は後日出演団体に送付する。

第8条 この内規は、常任理事会の議により改定することができる。

## 福島県吹奏楽連盟県北支部

### 各種行事における業者との取り決めについて

- 1 各種行事において、業者による補助が必要かどうか役員会で検討をし、必要な部分に関して専門の業者に協力を仰ぐことができる。
  - (1) 運搬
  - (2) 楽器修繕（リペア）
  - (3) 駐車場警備
- 2 依頼する業者の選定は、各種行事の検討をする役員会で選定する。
- 3 各種業者とは、下記の金額での契約を基本とし、各種行事予算の中から支払いをする。なお、金額などの大幅な変更などがある場合は、役員会で再度検討を行う。
  - (1) 1回（片道）につき、8,000円（税別）を支払う。
  - (2) 1日につき1名10,000円を支払う。（人数については行事の規模に合わせて役員会で決定する）
  - (3) 警備会社の指定した金額を県北支部の行事予算から支払う。（人数については、行事を実施する会場との協議で決定する。）
- 4 プログラムを作成する行事については、広告の掲載の依頼も合わせて行う。掲載を了承していただいた場合は、広告料を徴収する。
- 5 写真や動画の撮影については、その後の販売をもって収益を上げることが見込まれるので、撮影料等の支払いはしない。ただし、アンサンブルコンテストなどのように、収入が見込めない事業に関しては、広告料相等の撮影料を支払って、プログラムへの広告掲載と撮影を依頼する。

令和3年4月15日制定

## 県北支部所有の楽器借用について

本支部では下記の楽器を所有し、各団体の活動及びコンクール等の大会の運営に活用しています。各団体の練習や、県北支部主催の大会以外で使いたい場合は、下記の手順に沿って借用することができます。

- ・ 本番用チャイム 1台 (YAMAHA)
- ・ 練習用チャイム 2台
- ※ 多少音が止まりにくいなどの不具合あり
- ・ 銅鑼 特大1台、大1台
- ・ ハープ 青山

### 【借用の手順】

- ① 楽器を管理している担当者に連絡をし、楽器を受け取りに行く日時、返却する日時（借用期間）を決定する。
- ② 決定した日時に合わせて楽器運搬の手配をする。
- ③ 借用団体所属長名（校長等）で支部長あての借用書を準備し、借用日に担当に提出できるように準備する。
- ④ 借用する際に必ず楽器の状態を確認し、安全に運搬する。使用の際も大切に使用する。
- ⑤ 返却の期限を守り、返却日の前に必ず担当に日時の再確認をしてから、借用時同様安全に運搬して返却する。

### 【使用上の注意】

- ① 本番用チャイムは、練習のための貸し出しは一切いたしません。
- ② ハープについては別紙ハープ貸与規定を合わせて確認してください。
- ③ マレット等は借用者で準備してください。
- ④ 特にチャイムは老朽化が進んでいますので、扱いには十分注意してください。
- ⑤ 運搬にかかる費用は借用者持ちとなります。
- ⑥ 県北支部大会抽選会から大会当日までの借用に関しては、抽選会で決定します。

県北吹連チャイム、銅鑼担当 信夫中：秋葉直美、安達高：八代悦二郎  
本番用チャイム、ハープ担当 福三中：本田純也

# ハープ<sup>o</sup>貸与規定

福島県吹奏楽連盟県北支部事務局

## 1 借用申請（手続）について

- ① 別紙 県北支部所有の楽器借用について に沿って借用手続きを行ってください。

## 2 ハープ<sup>o</sup>運搬について

- ① 車両への積み下ろしや運搬の際は、必ずハードケースに入れた状態で行ってください。
- ② 運搬の前に必ず付属品の有無（チューニングハンマー、ペダルハープ用キャリア）を確認してください。
- ③ 楽器の品質を損ねないため、必ず屋根付きの車両で運搬してください。（軽トラック不可）
- ④ 運搬費用は各団体でお願いします。原則は管理者→借用団体→管理者ですが、借用期間の関係で、特別に団体間での運搬が管理者により許可された場合には、借用団体間で相談してください。

## 3 その他

- ① 特殊な楽器であるため、演奏者はハープ<sup>o</sup>専門家、または経験者に師事していて、弦交換の技術も習得していることが使用条件となります。
- ② 弦が切れた場合、常備している弦で交換してください。その際、必ず使用した弦をハープ<sup>o</sup>管理担当者に報告してください。
- ③ 借用中の破損、紛失などに関しては、借用団体で弁償していただきます。その様な事態が発生した場合は、速やかにハープ<sup>o</sup>管理者まで連絡願います。
- ④ その他、不明な点はハープ<sup>o</sup>管理者まで連絡ください。

県北支部所有の高価な楽器です。移動等も含めて大切に使用願います。